

第七部

第一回 参議院厚生委員会會議錄第六号

(九三)

付託事件

- 教員の恩給増額に関する請願(第六号)
- 食肉統制価格撤廃に関する陳情(第二号)
- 聖靈生命眞理療法保護法規の制定及び名譽恢復に関する陳情(第四号)
- 児童の福祉増進に関する法令制定の陳情(第七号)
- 恩給法の改正に関する陳情(第十二号)
- 都市官公廳職員の生活安定に関する陳情(第三十八号)
- 戦死、戦災遺家族並びに傷病者の更生に関する陳情(第五十号)
- 恩給法の改正に関する陳情(第六十四号)
- 國民健康保険組合制度を改革することに關する陳情(第六十六号)
- 傳染病予防法等の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 保健所法を改正する法律案(内閣送付)
- 國民健康保険金に対する國庫補助金の増額等に関する陳情(第九十八号)
- 青少年禁酒法案(小杉イ子君發議)
- 恩給増額に関する請願(第三十九号)
- 大学等への死体交付に関する法律案(内閣提出)
- 大正十二年勅令第五百二十八号司法警察官官吏及び司法警察官吏の職務を行うべき者の指定等に関する勅令の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 災害救助法案(内閣送付)
- 医療制度に関する調査承認要求に関する件

する件

- 昭和二十二年八月七日(木曜日)午後一時二十五分開会
- 本日の會議に付した事件
- 医療制度に関する調査承認要求に関する件
- 大学等への死体交付に関する法律案
- 大正十二年勅令第五百二十八号司法警察官官吏及び司法警察官吏の職務を行うべき者の指定等に関する勅令の一部を改正する法律案
- 青少年禁酒法案
- 委員長(塚本重藏君) これより委員會を開会いたします。日程に入るに先立ちまして、藤森委員から医療制度を調査するための小委員會設置の動議が出ております。藤森さんの御説明を伺います。
- 藤森眞治君 動議の提案の理由を申し上げます。我が國の医療制度は今いろいろな方面から見て十分研究されなければならぬ状態になっております。厚生省におきましても、すでに医療制度審議會といふものを設けられまして、いろいろの方面から審議してあります。曾てこの審議會には貴衆兩院からこの審議會委員が出ておられました。現在この國會議法第三十九條の規定によりまして、議員が行政各部の委員その他になることができないということになつております。而もこの医療制度の研究といふことは、これは我が國の現状といつたしまして非常に重大な事情でありますので、我々は國會の立場にお

いてこれを研究して見る必要があるう、こういうふうに住じます次第で、ここに動議を提出したわけでございませう。尙この問題は勿論厚生常任委員會において研究されるものであります。が、この運用の便宜のために小委員會を設けて、そうしてこれの研究をするのが便宜でないかと、かように存じますので、医療制度の研究、これを小委員會において行いたい、こういう動議を提出した次第でございます。

○小川友三君 只今の藤森委員からの動議に賛成する者であります。尙小委員の選挙方法は、委員長に御指名を一つにしたいと思ひますが、皆様に御相談申し上げます。

○委員長(塚本重藏君) 藤森さんの動議に皆さん御賛成でしょうか。

○賛成(と呼ぶ者あり)

○委員長(塚本重藏君) それでは參議院規則の第三十四條によりまして、このことを議長に承認方を要求しまして議長長の承認がありましたならば、委員の選定を行いたいと思ひます。

尙、この機会に念のため、小川委員から動議がありました委員長指名の十名の委員選定の件は、御一任願つて差支えないでしょうか。

○委員長(塚本重藏君) それではそのように、三十四條の規定に従ひまして先ず議長長の承認を得ることにしまして議長長の承認を得ましたならば、委員の指名を行いたいと思ひます。さうして御了承を願ひます。議長に承認を求めまする案文等についても、私に御一任願えましょうか。

○委員長(塚本重藏君) さう決定いたします。

それでは、政府委員の都合がありまして、次の大学等への死体交付に関する法律案、大正十二年勅令第五百二十八號司法警察官官吏及び司法警察官吏の職務を行うべき者の指定等に関する勅令の一部を改正する法律案、この二件を一括議題といたしまして、政府委員の説明を求めます。

○政府委員(金光義邦君) 只今議題となりました大学等への死体交付に関する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

医学及び歯学の教育及び研究のためには、死体の解剖は不可欠のものであります。従来は医学又は歯学に関する学校において、死体の入手が困難な事情にありまして、学校によつてはその爲に教育にも支障を來しておる状況であります。

幸いに連合軍總司令部の指令に基づきまして、本年一月厚生省令第一号が公布され、主要都市に監察医が設置せられ、死因不明死体について検査又は解剖を行なつて、その死因を明らかにすることに相成つたのであります。が、今般更に右の指令に基づきまして、監察医が死因調査を済ませた死体であつて、引取者のないものを、医学又は歯学に関する学校に交付して、解剖又は標本の材料に用いることを認め、以て前述の死体入手難を緩和すると共に、從來医学又は歯学に関する学校における死体解剖の適法性について多少の疑義のありました点を明確にいたしますため、本法を提出することとしたのであります。以下この法律案の内容の大略を申し上げます。

この法律案の要旨は、逕道府縣知事は、前述の厚生省令第一号に基づいて、監察医が検査又は解剖した死体であつて、引取者のないものを、医学又は歯学教育の向上のために、医学又は歯学に関する学校の長に交付することができるとし、その交付を受けた学校長は、監察医の検査開始後四十八時間以内に引取者が現れなかつたときは、その死体を解剖せよ又は標本とするべしとができることにしようというのであります。ここで交付と申しますのは、学校長は解剖又は標本の材料とするという範圍内においてのみ死体の処分権を有するといふ意味であり、従つて事後において死者の相続人その他から引渡の要求があつたときは、その全部又は一部を引渡す義務を学校長に課して交付される死体は、一應行旅死亡人

事は勿論、檢察官においてもこれが指

而して質疑に入つた方が便宜じやない

と風紀問題を含む高級料理店に休業を

用として配給される酒でも、米と換え

には到底心底なし、これらの苦しさを

禁すること出来ませんために、禁酒
断行の必要なきも感じないのでありま
す。又一つは、酒に代るべき飲料
のできん間は、禁酒断行は不可能であ
ります。その代り親の名譽を保ち、財
産を守り、健全な社会を組織して、近
き將來に世界優秀國と肩を列べる日本
國を出現さす人は即ち男女青少年であ
る。この混亂の國情を切抜けて貰うた
めには、一方ならぬ克己努力を願われ
ばならんことを思ひまして提案者は涙
を以てここに青少年禁酒法を提出いた
した次第でございます。

青少年禁酒法

第一條 この法律は、心身發育の途
上にある青少年を酒害から護り、
教育、慰養等の諸施設と相まつて
大期時代を担當する者の健全な発
達を期することを目的とする。

第二條 この法律において青少年と
は、年齢二十五未満の者をい
ふ。

第三條 青少年は、酒類を飲用して
はならない。

未成年者に対して親権を行う者又
は親権者に代つてこれを監督する
者は、未成年者の飲酒を知つたこ
きは、これを制止しなければなら
ない。

営業者で、その業態上酒類を販賣
又は供與する者は、青少年の飲用
に供することを知つて、酒類を販
賣又は供與してはならない。

第四條 前條第一項又は第二項の規
定に違反した者は、これを科料に
處する。

前條第三項の規定に違反した者
は、これを三箇月以下の懲役又は
三千円以下の罰金に處する。

第七節 厚生委員会議第六號 昭和二十二年八月七日【參議院】

第五條 營業者が未成年者又は禁治

産者であるときは、この法律で適
用する罰則は、これを法定代理人
に適用する。但し、その營業に關
し成年者と同一の能力を有する未
成年者はこの限りでない。

營業者が法人であるときは、その代
表者、營業者の代理人、使用人そ
の他の従業者が營業者の業務に關
し第三條第三項の規定に違反した
ときは、その行為者に対して第四
條第二項の罰則を適用する外、營
業者に對し同條同項の罰金刑を科
する。但し、營業者が違反の防止
に必要な措置をしたときは、この
限りでない。

附則

未成年者飲酒禁止法は、これを廢
止する。

理由 大期時代を担當する青少年を
酒害から護り、その健全な發達を期
するために、青少年の禁酒に關する
法律を制定する必要がある。これが
この法律案を提出する理由である。

青少年禁酒法案説明書

心身發達の途上にある青少年を酒害
から防護し、飲酒の惡癖を未然に
防ぐことは、祖國再建とその將來の
進展上極めて緊要な施策である。先
に未成年者飲酒禁止法が制定せられ
たのも全くこの趣旨に基くものに外
ならない。併しながら學理と實際と
に照らし、又前古未曾有の國難に直
面している現下の事態に鑑みるとき
更に進んで二十歳以上二十五歳未満
の青年を酒害から防衛して、その体
力の強化、精神の剛健性を圖り、以
て民族優生を期することが一層緊切
である。

特に左の諸点から年齢二十五歳未満
者を対象とする青少年禁酒法の即時
制定を要するものである。

一、生理學上、心理學上、心身の完
成は二十五歳以後にある。而して
酒類飲用によつて蒙る弊害は、発
育期間にある青少年の心身に對し
て特に甚しいものがある。

一、飲酒習慣の初期年齢は概ね十七
八歳乃至二十四、五歳の間であつ
て、なかならず二十、三歳以後
の者が最も多いのに鑑みて、飲酒
の習癖を未然に防止しようとする
ためには、法の適用年齢を二十五
歳未満としなければならぬ。

一、二十歳から二十五歳の間は婚姻
妊娠、分娩、種族保存上最も重要
な期間に該當するから、優生學上
から特に胚種細胞に及ぼす酒精毒
の直接的影響並びに間接的影響、
なかならず性病、精神病、犯罪的
傾向及びその他の劣惡な遺傳的負
因を除くことを要する。

一、この年齢層にある者は産業上、
經濟上及び文化の各方面において
國民活動の根幹をなすものである
から、飲酒によつて生ずる労働能
率の低下、災害事故の頻発、怠業
の増加、智識の低下、道義の
頹廢を防ぐことが肝要である。

一、本法案の主張は、保健憲法とし
て、青少年の心身兩面に亘る發育
の完きを期するための國家的規範
を明示することにあつて、新憲法
第二十五條第二項「國は、すべて
の生活部面について、社會福祉、
社會保障及び公衆衛生の向上及び
増進に努めなければならない。」、
末梢的必需主義にかかわるもので

はない

最後に対策を申し上げたいと思いま
す。今日その対策をいたしまして、今
日まで青年に配給した酒を、原料主
食のまゝ、正確に男女青年に配給して
貰ふこと。運動具の二割引購買券及び映
画、諸演藝、觀覽券等の二割引券を配
給して貰ふこと。それから病原菌の發
生を防ぐことになりすが、台所の食
料廢物、その他の飼料による養豚を生
かしまして、養豚肉と、それからでる
ところの上等の肥料を以て蔬菜を盛ん
に作りたいと思ひます。これを先ず一
隣保から、次ぎは一区からと進んで特
配する。これは又市や町の援助によつ
て個人的にか或いは會社的にこれをす
ることを考へておきます。

それから教育方面では、先ず教科書
に入れて貰ふなければなりません。そ
れは一つは、天皇陛下が歐洲御漫遊の
際、諸國が競つて捧げた銘酒を、ただお
受けになるだけで、一滴もお召上りに
ならなかつたことは、科學者であらせ
られるからでもありません。これが、こ
の場合、從來普通の人ではできないこと
であること、又日本には未成年者飲酒
禁止法があると申された、みずから國
法を違法されたことを、歐洲諸國では、
日本の天皇様はお偉い方と讃美してお
る原因でございます。これを入れて頂
きたいと思ひます。又釋迦は、たとえ
草の葉の露の一滴ほどでも酒を飲む者
は我が弟子となることを得ずと言はれ
又酒を飲む者よりも、酒を進めるもの
は五百生年ならんと重大な後生の祟
りのほどを教へておきます。これを入
れて頂きたいと思ひます。それから活
動寫眞を以て教育したいと思ひます。
それはアルコールが血管をどういうよ

うに循環するか、その有様、それによ
る臓器の變質は實物で、そして精虫が
酒に酔うと同時に白血球の殺菌作用が
失われ、ために傳染病に罹り、特に性
病に罹り易い。ために白痴、犯罪者若
しくは病人、劣等兒を産み、これに對
する政府の負擔は造石税の幾倍ぐら
いの統計を知らせます。そして世界
中の各保險会社が、晩酌する者は十三
年早死すると稱しておられます。こ
れども知らせます。そして酒を飲めば、
道德觀念を司る大腦を死に犯されるた
めに、酒を飲みますと直ぐにこゝろ、
し、笑つたり、踊つたり、歌つたりす
る者又はすぐい眼をして怒つたり、叩
いたり、殺したりする有様、酒が原因
の投獄者數を示し、街頭の受刑など
も見せる必要があると思ひます。私は
司法は憲法であることを切望するもの
であります。しかし惡性に対しては親
であらうが、子供であらうが、自分で
あらうが重刑に処してもいいと思つて
おります。監獄は陰氣な所でない。花
もあり映画もあり、水屋もある一大産
業所であらせたい。ただ娯樂と交渉の
できないのが罰であれはよいと思つて
おります。

終りに、これが通過いたしましたな
らば、第一番に家庭訪問をすること、
させること、して貰ふこと、でありま
す。又小学校先生から子供に教へて頂
き、子供の口から両親に傳へて貰ふこ
とが非常に有効と思ひます。それから
飲食店、旅館には注意のポスターを貼
つて貰ふことでもあります。そして國法
はあつても、本當の意味で、この法律
はあつても、なくてもいいと言われ
るまでに青少年を育て上げるためには、
今後は大いに宗教家、教育家、社會教

化運動家の慈愛深いところの御援助と御協力をお願いしなければなりません。

この頃の輿論觀察を一言申し上げて置きます。私がこのビラを二十年前に作つたときなどは、沢山でまじりながら沢山撒きまじりながら、その時分の青年は皆これを取つて丸めて捨てました。中には焼つて来てステッキで叩く、痰唾を吐く、そして机をひっくり返したものでございませう。それがこの頃では決してそういうことはございせん。私は神戸の三宮のガードの下で若者はかり集まつておるところでお話をいたしました。そして何か小石でも投げやるのかと思つたら、瓦かけなどを積んで私の場所を排えてくれたのであります。そして私は申しました。私を投票などすると酒は飲めなくなりましてと申したのでございませう。けれどもそれでもよろしい、よろしく願ひいたします。私共は米が欲しい、そう申すのでございませう。又東京でもバスの乗り場などでもよくちよと申しますが、少年も、青年も、中年も皆喜んでおることがみられました。こういう意外な時代が来たことを私は驚いておりま

す。

以上の通りでございますが、よろしく慎重検討御審議の上、國民愛護法として青少年禁酒法を決定されますように、委員御一同様の御一層の御協力をお願いいたします。これで終ります。

○委員長（塚本重蔵君） この機会に、青少年禁酒法に關しまする政府当局の御所見を伺ふことにいたします。

○政府委員（金光義典君） 議題となりました青少年禁酒法案について政府の

所見を申し上げます。

本法案の趣旨は、現下の我が國の情勢に鑑み、大戦時代を担當する青少年を酒害から護り、その健全な発達を期するために青少年の禁酒に關する法律を制定する必要があるもので、未成年者禁酒法を廃止し、二十五年未満の青少年に飲酒を禁止しようとするものである。その過度の酒癖の引用が心身に種々の悪影響を與えるというこ

とは言うまでもありませんので、酒類の濫用を防止することは國民保健上極めて重要なこととあります。依つて政府は未成年者に對し、この未成年禁酒法により飲酒を禁止したのであります。尙心身發育の途上にある二十歳以上の青年に對しても、未成年者に準じて飲酒をしないように指導をいたし、又酒害に對する知識の涵養を図つて來

た次第であります。

併しながら、本法案に對しましては法案の精神には深く敬意を表するものであります。立法にいたしましては、實施上多大の困難が予想されますと共に、年齢満二十歳以上の者は民法上も完全な能力者であり、公法上は選挙権を有し、國政に參與いたしておる者でありまして、これら青年に對しましては思想の啓蒙に努め、その自覺に俟つことが最も適當であり、立法を以て禁止することは妥當を欠くのではないかと考へておるような次第でござい

ます。

○委員長（塚本重蔵君） よろしくございます。

○草薙隆國君 青少年の禁酒法の制定につきまして、小杉議員が永らくこのために奔走され、殊に今回参議院議員として御當選になりましたが、その主要なるスローガンとして掲げられて従つて當選直後にこれを本院に御提出になり、今審議にかかりましたことは私共衷心より敬意を表する次第であります。この問題につきまして、いろいろの意味から、青少年の禁酒というこ

とが、誠に必要であります。これは、御説明の通りであります。御説明に對しまして、私共二、三了解に計分な

り点がございませう。この機会に御質問申上げたいと存じます。併し御質問申上げますことが、先程申しましたように、提案者が長い間の御苦心と御努力と、又この案を纏めて御提出になりましたことに對しまする衷心よりの敬意を、決して冒瀆するものでは

ないという前提で、一つ十分御答弁を願ひたいと思ひます。

第一は、御説明を伺つておりますと、青少年禁酒法を御提出になつたことは、現在の食糧事情の解決のためという印象を強く受けるのであります。併しこれはむしろ便宜主義であつて、そうではない、本質的なものの上に立つて御提案になつたのではないかと、う点であります。従つて御説明によりますと、この酒を廃止したために生ずる主食を、青少年に加配するというお話であります。然らば一体どの位の加配ができるかということも承りたいのであります。

又次には、二十五歳までの青少年は次期時代の担當者であるからというお

話であります。併し御説明の中には更に國民活動の根幹をなすものであるからというお言葉も只今あつたのであります。併し、少くとも未成年者禁酒法案の對象になつておる年齢層は別として、今回の狙つております主要な年齢層は、一方においては次期國家を担當する、大戦時代を担當する者のためという意味と、一方においては國民活動の根幹であるからという意味と矛盾しておるのではないかと、後の方の御説明の用語を以てしますと、二十歳から二十五歳くらいまでの者は、國民活動の根幹であるからむしろ飲ませないという意味を仰せになつておるし、先の方の條文では、次期時代を担當する者という御説明であるし、その辺の説明上の根本的喰ひ違ひが主観的にあるのではないかと、かように考へます。先程政府委員からお話がありましたように、現在少くとも二十歳以上二十五歳は、提案者の御説明の中に

もありましたように、今の超非常時の日本におきましては、國民活動の根幹をなす我々は考へ得るのであります。従つて國民活動の根幹であり、すべての点において、國家を現在担當しておる、それ以上の年齢層とも同等の地位にある者であるから、ということとをむしろ我々は強調したいのであります。御説明の中においてその二つの矛盾を感じるのであります。

第三には、立法によつて、さうな意味において、むしろ現在の國家を双肩に担つておる青年が、立法によつて禁酒をいたすことは非民主主義ではないかということでありませう。その人の相當なる自由を奪つて、そして法律によつてこれを束縛するということは

むしろ憲法の精神に逆行するものではないか。併し政府委員から説明をされましたように、過度の酒癖の飲用濫用の防止という点については、或いは社會教育或いは教育上から、これを十分指導啓蒙すべきものであるけれども、ただ法律によつてこれを万遍なく禁止をすることは、むしろ新憲法とは違つた意味において、いわゆる非民主主義的な傾向を帯びて來るといふ點を免かれんことではないかという點について提案者の御答弁を伺ひたいと存じます。

次に、本條文によりますと、本人に對する処罰は勿論、その外或いは親權を行使する者、又は親権者に代つてこれを監督する者に對してまでも、処罰の方法を講じてあります。かくのごときは實際上の取扱ひとして、立法の實施について、現実の問題として、相當困難であると同時に、一方におきましては、この年齢層の者に対する獨立性をむしろ阻害しておるものであつて

いわけゆる獨立者としての性格を認めないという印象を強く與えるものではないか。かように存するのであります。

それから最後に、この法律はあつてもなくともいふことになることを、宗教家、教育家の今後の努力に俟たいというお言葉がありました。結局我々が深く感じますことは、提案者と同じく、飲酒、濫酒、或いは過度の酒癖の害悪といふものは、同様のいふな意味から感ずるのでありますけれどもこれを教育上、或いは社會教育上、或いは宗教上の取扱ひを別にした一片の法律によつて實施するといふことは安んやという問題であります。以上であります。

○小杉君 私の本旨は、科学的

で……そういう方法でこれを逃して行

ない点があるのではないかと思います

○説明員（楠本正康君） 代つてお答

本質的には何か外に意味があります

○小杉イ香 私の本旨は、科学的

に生理上、心理學上心身の完成は二十
五歳以後にある。これを固く信する者
でございます。ただ表面的に社会的に
二十五歳は成人であるからと申しまし
ても、心身はまだできていないのでご
ざいます。それはただ形のものであつ
て、本当ではない。この心身が完成す
るまでは体を擁護する、アルコールと
いうものは薬物の中には毒薬となつて
おります。この毒薬の一部分でも飲ま
すことは惜しいことであると、こう思
ひまして、この二十五歳法はどこまで
も完成するまでは擁護したいと思つて
ございます。

それから米と禁酒法と申されますけ
れども、どうしても昔から米というも
のは大事なものだございまして、この
米によつて社会がどんなにでもなるの
でございます。その点から申ししまし
ても、酒を飲んでおる時期ではない、本
当に今は最もそれが当座まる時が来て
おる、勿論続けては参りましたけれど
も、その時期におきまして米と青年禁
酒法と一緒に結び附けたからとて、何
ら不思議はないと思ひます。

それから根幹として申されますけれ
ども、根幹となるのであると訂正さ
して頂きたいのでございます。

それから法律を以て処分するという
ことはいけない。若しも人間にばくち
を打つてもいい、姦通をしてもいいと
いうようなことで、法律がなかつたな
らば、どうなりましたらうか。人のいな
い所ではばくちを打ちましよう。様々
の方法で発展するに違ひない。ただ法
律があるばかりに、今ばくちをしよう
と思つたけれども、人が来た、又しよ
うと思つたら見附けられたということ

で……そういう方法でこれを述して行
きたいと思つてございます。何も法
律を以て罰せよとか、罪に処せよとか
いうのではございせん。そのために
は様々の対策を申上げてある通りにし
て、成るべくそういうことがないよう
に、そして擁護して行きたいと思ひ
ます。これには酒の害というものを深
く知らしめる必要がありまう。どれく
らい社会を乱しておるか、その統計な
どを御覧なさいましたらば、必ずこ
れは賛成して頂ける問題であると思ひ
ます。

私は金と時間とがございましたならば
日本國中を戸別訪問して、片端から、
賛成せよとは言わないが、どう思ふか
ということを言つたならば、七千万の
うち三千万の家庭があるとしても、二
千万の賛成は受けることができるとい
う確信を持つております。それだけ申
上げて置きます。

○委員長(塚本重蔵君) 草葉さん、も
う少し足らん点がありますか。

○草葉園君 大分質問の重点と違つ
ておると思ひます。私は先程も申し上げ
ましたように、これに対する御努力と
お進み方に対しては、本當に満腔の敬
意を表します。私が御質問申上げるこ
とは、賛成するか反対するかは、この
後の問題であつて、我々の納得するよ
うに、又國民が納得するような意味に
おいて私は質問をいたしておりますか
ら、決して感情なんかは交えずに、一
つ十分、学問的といひますか、いわゆ
る委員会の本来の使命の上からの一つ
御答弁をお願いいたひ。こういう意味で
ございます。

ない点があるのではないかとと思ひますが
……

○草葉園君 私の質問いたしました
ことは、第一にはこの提案の御説明に
……

「速記を止めては」と呼ぶ者あり」
○委員長(塚本重蔵君) ちよつと速記
を止めて……

「速記中止」
○委員長(塚本重蔵君) 速記を始め
て。

○堀井伊介君 先程政府からこの法案
に對してお考えを述べられました、
この立法的な処理として、二十歳以上
二十五歳未満の者に對しては非常に困
難な点があり、適正を欠くのではないか
かという点がありましたが、それを
もう少し詳しくお話が聞きたいと思ひ
ます。どういふ点において妥協でない
か、どういふ点が困難であるかといふ
点につきまして詳細の御説明をお願い
いたします。

○委員長(塚本重蔵君) ちよつとお話
りいたしますが、金光さんは衆議院の
委員会の方に出席されて、それから
三木公榮保健局長も差支えがあつて御
出席がないようございしますが、政府
委員ではありませんが、植本正康さん
が代つてお見えになつておりますので
発言を許して差支えありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(塚本重蔵君) それではす
ぐに……

○堀井伊介君 若し御都合ならば次会
でもよろしくございます。

○委員長(塚本重蔵君) 主管の課長で
ありますから……

○堀井伊介君 それではお願いいたし
ます。

○説明員(橋本正康君) 代つてお答え
申上げます。只今実施困難とはいかな
るわけであるかというお尋ねでござい
ますが、私共行政の事務を担当いたし
ております者といひましては、立法
府におかれまして、お定め頂きました
ことにつきましては、最も忠実に、而
も容易に実施が行われることを願ひ
たしておる次第であります。が、假
しに本法が立法せられたと假定いたしま
すると、我々その実施の事務を担当し
たします者といひましては、いろ
いろな実施面に困難が手傳うであらう
と存じます。何分にも先程政務次官か
ら申上げましたごとく、二十歳以上
二十五歳までの間は、すでに公法人と
して人格を認められておる者でもあり
ますし、且つ又酒は害もある一方、考
え方によれば利益……多少扱い方によれ
ば生産意欲を昂揚するといふような理
窟も立ちますので、而もこれには罰則
が附いております等の点を見ますと、
假しにこれを我がが実施いたしまして
もななくその通りに行われず、空
條文にするのではなからうか、若しも
空條文に終るようなことがありますれ
ばこれは法の威信上甚だ遺憾であるば
かりでなく、我々事務をいたします者
といひましては、困難が多くござい
まして、却つて一方に皆さんの折角の
法文を空條文化せしむるという責任を
感ずるわけでありまして、かような点
で先程政務次官がお答えしたのであり
ます。

○堀井伊介君 そうしますと、法の運
営上の問題の困難性であつて、さつき
草葉さんが言われましたように、さつ
ぎ公法人云々とありました、それは
非常に輕い意味のうちに考えましたが

本質的には何か外に意味があります
か。單に法の運営上困難だといふ点で
あります。もう一度お願いいたしま
す。

○説明員(橋本正康君) お答えいたし
ます。私共は命ぜられた仕事、特
に國會におかれまして立案せられまし
た事項を、忠実に実行することが建前
でありますので、主管を離れまして、
専ら事務の面から実施が困難だといふ
ことを申上げた次第でございまして、
ただこの際これについて意見を言え
といふことになりまして、これは又別
でございしますが、私は別にこれに関
しましては、特に意見を申上げません
で、専ら皆さんの御意見に従つて、假
しに立案されました、それをたとい
で、以外にならうと存じております。

ただ我々の事務當局の意見といふもの
は勿論ございしますが、これをお尋ね
になるのでございします。

○堀井伊介君 意見ではない。今の点
でよろしくございます。分りました。

○宮城タマヨ君 この條文の中に、第
三條のところにいられてございします
が、いろいろございしますが、致した
者に対する罰則といふものは必要はな
いわけではございまいやうか。それは何
かわけがあつてお抜かしになつておる
かどうでございまいやうか。

○小杉イ香 第三條の三番目でござ
います。一、營業者で、その藥態上酒類
を販賣又は供與する者は、青少年の飲
用に供することを知つて、酒類を販賣
又は供與してはならない。これに今の
意味が含まれておると思ひます。教唆
といふ文字は書いてございせんけれ
ども、知らながらそういうことをした

という意味でございます。

○宮城タマヨ君 私に質問は、販賣するということではなくて、不良少年や、それから不良青年なんかの問題のときによくなることではないですか、嫌いで好きでも、どうしても飲まなくちゃならんというのを教唆するといふ問題は随分社会問題としてあるもので、そういうことを改めてここに語つてないのは、何かわけがあつたのかといふことを伺うのでございます。

○小杉イヨ君 それは説明申し上げます。前は、ここに明らかに書いておりました。せんけれども、それを勧める者は、といふことにしてございまして、ここに書いておりません。

○服部教一君 私はこの際申上げておきたいのでありますが、この会にいつも出られるか、ひよつとしたら欠席するようになるかも知れないと思つておられますので、今私の意見だけ申上げて置きたいのであります。

実は今日これを續けてやつて貰いたいのと思つてあります。それは速記などでも要点だけ書いて下さる人があればそれでよろしいと思つております。これは私の意見であります。私はこの青少年禁酒案といふものは大賛成であります。敗戦前の日本がこんな問題をかれこれいふおとときやなからうと思つて、そんな小さい問題にこだわつて、そして二十五才までの青少年に対する禁酒法について、かれこれいふべきものでなくして……

「委員長、今意見の時間じゃないでしよう」と呼ぶ者あり

○委員長（塚本重蔵君） 服部さん、その意見は質疑の後、お互いに自分の意見

見を述べる機会がありますから……

○服部教一君 それでは意見はよしませう。質問にして置きます。そういう考へでありますから、そこで私はこの案は是非とも衆議院も全部通過させたいと希望しております。それが故に、この案に対して私は一遍に二十五歳までやるということにせし、毎年一年ずつ延ばして、今日二十歳までのやつがあるから……

「質問じゃないやないか」と呼ぶ者あり

○服部教一君 いや、それを言つてなせうしたかといふことを聞くのです。質問の前提ですから、かれこれ言わんでおいて下さい。私は五分くらいで終るつもりでいて……これは質問の前提ですから言わなければならぬ質問するのです。毎年一年ずつ延ばして二十五歳に至らねむ、こういうふうにしたならばよろうといふ考へは初めから私は持つておつて、小杉さんにも度々申上げたのであります。それをさつても、酒を飲んでおる者に酒を飲まさんと元氣が出んから生産に差支えとかなんとかいふような話も出るようになつて、そういう反対が出ますにも拘わらず、何故に二十五歳と一遍にやらなければならんといふようにやられたのであるか、これが質問の第一であります。

次に申上げたいのは、これまで材料に処すといふことに罰則はなつておつたのでありますから、それでよろうと思つておつたのです。それも私は度々御注意を申上げたのであります。いろ／＼の罰則は、その弊が起つた時にいつでもできるものであるから、執行する人が困るといふようなことの声が出ておるま

す。禁酒に反対の人はよくそういうことを言ふのです。反対する理由がないからそういうことを言ふのです。それだから初めから罰則は止めてしまつて、そして参議院も衆議院も一日も早く通過するようにしたいといふ考へであるのであります。然るに私が申上げたにも拘わらず、それを固執されて罰則をいろ／＼と入れられました。その理由、この二つを承わりたいのであります。

○小杉イヨ君 政府委員のおつしやることも、又質問の中にもございまして、通り、科学者が二十五歳までは心身が完成せんとするに解がなければ何にも言えないのでございます。何にも論ずることはできないのであります。これさえ思つて頂きましたならば自分の子供たちがそこまでまだできていない、ただ名称だけができていて、身体はできていないに拘わらず、これでできたものとして決定してしまわれ、それがあつたのは何と議論の余地はございせん。又政府でもそういうことをお考えにならんことは、非常に冷淡なことであると私は思ふのであります。今日の青年たちがいかにかこの酒のために國家を乱しておるか、これなぞを思つたならば、ただ我が子ではない、次代の國民のことを思つたならば、そういう御返事はできるはずはないと思ひます。

それからなぜ一年ずつ繰り上げる方法を探らなかつたかとおつしやいます。これは本當は妥協的にいろ／＼と案を作り上げたものであります。一年一年延ばして行くのでは四年かかります。その間にも酒はできます。この四年といふものは大きい問題でございま

す。それから二十の人が二十一だ、二十二だ、二十三だと言つても分らない、こういうことで取締るといふことになつては非常に不徹底でございませう。それで二十五歳であればつきりいたします。そのために取締の上からこれを三十五歳にしなければならんといふことを、私はどこまでも主張いたすのでございます。

それから罰則は、何も罰するのが目的じゃございせんけれども、何遍申してもそういうことをする者にはやはり罰則がなければならぬのです。アメリカあたりではきつて罰する、それを勵行する。そしてアメリカからでも世話をやかれて、罰則が薄いために、いろ／＼罰せられて免職になつた者があつた。人間は甘やかすばかりが利口になるものではございせん。國民は甘やかすばかりが發展するものではございせん。この意味において私は罰則を置くのでございます。向その罰則はできないような予防法をいろ／＼と考へて来たのでございます。

○内村清次君 発議者に御質問申し上げますが、第一点といたしましては、青少年禁酒法の問題は、相當以前から社會問題として論議されたのであります。が、この二十五歳以下の適用者に対するところのこの禁酒法といふものは相當當時から世論の反対があつたのであります。そのために今日まで実施がでなかつた、こういうふうにおつしやいます。これに対するところのお考えはどうであるか、この点を第一点としてお伺ひいたしたい。

第二点としては、青年禁酒法案の第二條には、年齢を二十五歳と限定されたのであります。が、この二十五歳といふことの法的論議は、これはどこに目的があるのか。

それから第三点といたしましては、第四條に刑罰規定が設けられてあります。が、この適用範囲といふものは、青少年は勿論、親権者又は親権者に代つてこれを監督する者、こういうふう非常に範圍が拡大されている。この拡大されたところの範圍を十分今後取締によつて徹底し得る見途があるかどうかといふこと。

それから第四点といたしましては、刑罰を伴ふところの法律といふものは、これは國家の秩序を乱す、即ち公安を亂す、或いは公共の福祉に悖るといふようなもの、こういうようなものは止むを得ないといひました。でも、この案の本旨といたしましては、ただ本人の健康を守る、という目的を以てなされてゐるものに対して、なぜ刑罰を以てこれに臨まれたか、その理由。それから年齢の限定、又刑罰の適用に対して非常にこれは不公平ではないか。その点について御質問申し上げます。

それから第五点といたしましては、提案者が言われるような毒害がある、即ち酒害があるといふようなものであるとしたならば、これはなぜ國民全般に適用するような禁酒法案となつたのか。この点。

それから第六点といたしましては、酒類を飲用すると直ちに健康に対して害になる。そのために直ちに刑罰を科するといふことになつておるが、特に泥酔をしたという者とか、或いはこれから誘発的に犯罪を構成したといふような者に對しましては、この泥酔の事實、或いは誘発したところの犯罪の事實で以て、犯罪の摘発が比較容

易でありますけれども、ただ飲んだこ

これが今日まで通らないとは何事かと

出席者は左の通り。

聴取し、及び資料

域にわたつて地方災害救助対策協議

の意見は質疑の後、お互いに自分の意
年というものは大きい問題でございま
たのでありますが、この二十五歳とい

易でありますけれども、ただ飲んだこ
とによつて罰するといふようなことが
本當に取締りができると認めらるるかど
うか。この点を一つ。
この六十六歳だけお尋ねいたしたので
あります。

○小杉君 なぜ二十五歳に限定し
たかとおつしやいますけれども、何
申上げるか分りません。それは科学者
の言う二十五歳までは心身共に完成し
ないこと、これだけでございませう。
その人に対して酒害を負わすといふこ
とは、大変いけないことである。何も
親切なことではないと、こう思ふから
でございます。

それから刑罰も度々申上げておりま
すが、刑罰をするのが目的ではござい
ませぬけれども、刑罰があるといふこ
とを頭においてそれをつつて教育材料と
する、そのためにこの刑罰を置いてい
るのでございませう。これは又審査の上
で、もう少し軽くするか、中にはもつ
と重くせよという人もございませうけ
ども、もう少し軽くするかどうかい
うことは、皆様の御協議によつて又ど
うにかなると思ひます。

それから、どうしてもこれをやめる
かとおつしやいますけれども、これは
宗教によつて、教育によつて、家庭の
教育によつてこれを、なさんとして、
さまざまの努力をしてこれをやりたい
と思ふ希望でございませう。併しなが
ら今日の政府の言葉を聞きますときに
もう到底絶望であると思はれており
ます。もう全然これは見込はない、ど
うなるであらうか、こうであらうか構
われない。取締はできない。賛成はす
けれどもなかなか不可能々々といふ
ことで誠に絶望しましたが、さうして

第七部 厚生委員会 議録第六號 昭和二十二年八月七日【参議院】

出席者は左の通り。

委員長 塚本 重藏君
理事 今泉 政喜君
谷口彌三郎君
宮城タマヨ君
委員 内村 清次君
中平常太郎君
草葉 隆圓君
安達 良助君
小林 勝馬君
藤森 貞治君
井上たつゑ君
小川 友三君
小杉 イ子君
服部 敦一君
姫井 伊介君
穂積貞六郎君
政府委員 金光 義邦君
厚生事務官 楠本 正康君
（公衆保健局長）

【参照】
医療制度調査承認要求書
一、事件の名称 医療制度調査
一、調査の目的 医療関係諸制度の
現状を調査して、
その整備確立を期
する。
一、利 益 医療関係諸制度の
改革、国民保健対
策の樹立に寄與す
る。
一、方 法 小委員を設けて、
関係者から意見を

聴取し、及び資料
を蒐集する。

一、期 間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規
則第三十四條第二項により要求する。
昭和二十二年八月八日
厚生委員長 塚本 重藏
参議院議長 松平 恒雄殿

災害救助法案（予第二十号）
災害救助法
第一章 総則
第一條 この法律は、非常災害に際し
て、國が地方公共団体、日本赤十字
社その他の団体及び國民の協力の下
に、應急的に、必要な救助を行い、
災害にかつた者の保護と社會の秩
序の保全を図ることを目的とする。
第二條 この法律による救助は、一又
は二以上の都道府縣の全部又は一部
にわたる非常災害にかかり、現に應
急的な救助を必要とする者に対し
て、これを行う。

災害の範圍が前項に該當しない
が、多數の者が同一の災害にかかり、
現に應急的な救助を必要とするとき
も、また同項と同様とする。
第三條 救助その他緊急措置の適切円
滑な実施を図るため、中央災害救助
対策協議会及び都道府縣災害救助対
策協議会を置く。
都道府縣災害救助対策協議会は、
都道府縣ごとにこれを置く。
内閣総理大臣は、必要があると認
めるときは、二以上の都道府縣の地

域にわたつて地方災害救助対策協議
会を置くことができる。

中央災害救助対策協議会、地方災
害救助対策協議会及び都道府縣災害
救助対策協議会は、内閣総理大臣の
管理に属する。
第四條 中央災害救助対策協議会は、
左に掲げる事項を掌る。
一 非常災害及び救助に関する情報
を集めること。
二 救助その他緊急措置に要する勞
務、施設、設備、物資及び資金の
整備、備蓄等に関する計画を樹立
すること。

三 非常災害に際して救助その他緊
急措置に要する勞務、施設、設備、
物資及び資金の調達、配分、輸送等
に関する緊急計画を樹立すること。
四 前二號に規定するものの外、救
助その他緊急措置に関する計画を
樹立すること。
五 第二號から前号までの計画の実
施を推進すること。
第五條 中央災害救助対策協議会は、
会長及び副会長各一人並びに委員若
干人で、これを組織する。
第六條 中央災害救助対策協議会の会
長は内閣総理大臣、副会長は、厚生
大臣を以て、これに充てる。
第七條 中央災害救助対策協議会の委
員は、内閣総理大臣の指定する関係
各大臣その他関係各廳の官吏及び日
本赤十字社社長並びに学識経験のあ
る者の中から内閣総理大臣が命じた
者を以て、これに充てる。
特別の事項を協議するため、必要
があるとき、内閣総理大臣は、臨時
委員を命ずることができ
る。

第八條 中央災害救助対策協議会を組織する関係各大臣その他関係各廳の官吏及び日本赤十字社社長は、中央災害救助対策協議会において樹立した計画を実施するため、必要な措置をとらなければならない。但し、内閣法の規定の適用を妨げない。

第九條 中央災害救助対策協議会は、地方災害救助対策協議会及び都道府県災害救助対策協議会に対して、必要な指示をなすことができる。

第十條 中央災害救助対策協議会の事務を掌るため、事務局を置く。事務局の組織に關して必要な事項は、政令でこれを定める。

第十一條 第三條から前條までに規定するものの外、中央災害救助対策協議会に關して必要な事項は、政令でこれを定める。

第十二條 第八條に規定する関係各大臣その他関係各廳の長は、同條の措置をとるため、特に必要があると認めるときは、救助その他緊急措置に必要な物資の生産、集荷、販賣、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は救助その他緊急措置に必要な物資を收用することができる。

第十三條 前條第一項の規定により物資の保管を命じ、又は物資を收用するため、必要があるときは、第八條に規定する関係各大臣その他関係各廳の長は、当該官吏に物資を保管させる場所又は物資の所在する場所に立ち入り検査をさせることができる。

第十四條 地方災害救助対策協議会及び都道府県災害救助対策協議会は、左に掲げる事項を掌る。

一 非常災害及び救助に關する情報を集め、且つ、これを関係機關に通報すること。

二 救助その他緊急措置に要する勞務、施設、設備、物資及び資金の整備、備蓄等に關する計画を樹立すること。

三 非常災害に際して救助その他緊急措置に要する勞務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に關する緊急計画を樹立すること。

四 前二号に規定するものの外、救助その他緊急措置に關する計画を樹立すること。

五 第五号から前号までの計画の実施を推進すること。

第十五條 地方災害救助対策協議会及び都道府県災害救助対策協議会は、夫、會長一人及び委員若干人でこれを組織する。

第十六條 地方災害救助対策協議会の會長は、内閣總理大臣の指名する都道府県知事、都道府県災害救助対策協議会の會長は、当該都道府県知事を以て、これに充てる。

第十七條 地方災害救助対策協議会及び都道府県災害救助対策協議会の委員は、内閣總理大臣の指定する関係行政機關の長及び区域内の日本赤十字社支部の長並びに學識経験のある者の中から會長たる都道府県知事が命じた者を以て、これに充てる。

第十八條 地方災害救助対策協議会及び都道府県災害救助対策協議会に關して必要な指示をなすことができる。

第十九條 地方災害救助対策協議会及び都道府県災害救助対策協議会の事務を掌るため、夫、事務局を置く。

第二十條 第三條及び第十四條から前條までに規定するものの外、地方災害救助対策協議会及び都道府県災害救助対策協議会に關して必要な事項は、政令でこれを定める。

第二十一條 日本赤十字社は、その使命に鑑み、救助に協力しなければならない。

政府は、日本赤十字社に、政府の指揮監督の下に、救助に關し地方公共團體以外の團體又は個人がなす協力（第二十五條の規定による協力を除く）の連絡調査を行わせる。

第二章 救助

第二十二條 救助は、救助を要する者の現在地の都道府県知事にこれを行わせる。

都道府県知事は、救助その他緊急措置の万全を期するため、常に必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに勞務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

第二十三條 救助の種類は、左の通りとする。

一 收容施設の供與

二 炊出しその他による食品の給與

三 被服、寝具その他生活必需品の給與又は貸與

四 医療及び助産

五 生業に必要な資金、器具又は資材の給與又は貸與

六 學用品の給與

七 埋葬

八 前各号に規定するものの外、命令で定めるもの

救助は、都道府県知事が必要であると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行ふ者）に対し、金錢を支給してこれをなすことができる。

救助の程度、方法及び期間に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第二十四條 都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認める

ときは、医療、土木建築工事又は輸送関係者を、第三十一條の規定に基く主任大臣の命令を実施するため、必要があると認めるときは、医療又は土木建築工事関係者を、救助に關する業務に従事させることができる。

鐵道局長又は海運局長は、都道府県知事が第三十一條の規定に基く主任大臣の命令を実施するため、必要があると認めて要求したときは、輸送関係者を救助に關する業務に従事させることができる。

第一項及び第二項に規定する医療、土木建築工事及び輸送関係者の範圍は、政令でこれを定める。

第十二條第二項の規定は、第一項及び第二項の場合に、これを準用する。

第一項又は第二項の規定により救助に従事させる場合においては、その実費を弁償しなければならない。

第二十五條 都道府県知事は、救助を要する者及びその近隣の者を救助に關する業務に協力させることができる。

第二十六條 都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるとき、又は第三十一條の規定に基く主任大臣の命令を実施するため、必要があると認めるときは、病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販賣、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を收用することができる。

第十二條第二項及び第三項の規定

は、前項の場合にこれを準用する。

極の一部を市町村長（特別区長を含む）が第三十二條の規定により委任する。

第三十九條 災害救助基金から生ずる

第四章 罰則

せる場所又は物資の所在する場所に
て、都道府県知事は、都道府県に
夫、会長一人及び委員若干人でこれ

命に對し、都道府県知事は、都道府
らない。

第二十四條 都道府県知事は、救助を
行つたため、特に必要があると認める

第十二條第二項及び第三項の規定

は、前項の場合にこれを準用する。

第二十七條 前條第一項の規定により
施設を管理し、土地、家屋若しくは
物資を使用し、物資の保管を命じ、
又は物資を収用するため必要がある
ときは、都道府県知事は、当該吏員
に施設、土地、家屋、物資の所在す
る場所又は物資を保管させる場所に
立ち入り検査をさせることができる。

都道府県知事は、前條第一項の規
定により物資を保管させた者から、
必要な報告を取り、又は当該吏員に
当該物資を保管させてある場所に立
ち入り検査をさせることができる。

第二項の規定により立ち入る場合
においては、予めその旨をその施設、
土地、家屋又は場所の管理者に通知
しなければならない。

当該吏員が第一項又は第二項の規
定により立ち入る場合は、その身分
を示す証票を携帯しなければならない
。

第二十八條 行政執行法第五條及び第
六條の規定並びにこれに基いて発す
る命令は、第二十四條から前條まで
の規定に基いてなす処分によつて負
う業務の履行を都道府県知事が強制
する場合に、これを準用する。

第二十九條 第二十四條又は第二十五
條の規定により、救助に関する業務
に従事し、又は協力する者が、これ
がため負傷し、疾病にかかり、又は
死亡した場合においては、政令の定
めるところにより扶助金を支給す
る。

第三十條 都道府県知事は、救助を迅
速に行うため、必要があると認める
ときは、救助の実施に関するその職

第七條 厚生委員会會議第六號 昭和二十二年八月七日【參照】

権の一部を市町村長（特別区長を含
む。以下同じ。）に委任すること可
き。

第三十一條 主任大臣は、都道府県知
事が行う救助につき、他の都道府県
知事に対して、應援をなすべきこと
を命ずることができる。

第三十二條 都道府県知事は、救助又
はその應援の実施に關して必要な事
項を日本赤十字社に委託することが
できる。

第三章 費用
第三十三條 第二十三條の規定による
救助に要する費用は、救助の行われ
た地の都道府県が、これを負担す
る。

第二十四條第五項の規定による実
費弁償及び第二十九條の規定による
扶助金の支給で、第二十四條第一項
の規定による従事命令によつて救助
に關する業務に従事した者に係るも
のに要する費用は、その従事命令を
発した都道府県知事の統轄する都道
府県が、同條第二項の規定による従
事命令によつて救助に關する業務に
従事した者に係るものに要する費用
は、同項の規定による要求をなした
都道府県知事の統轄する都道府県
が、これを負担する。

第二十六條第二項の規定により準
用する第二十二條第三項の規定による
損失補償に要する費用は、管理、使
用若しくは収用を行い、又は保管を
命じた都道府県知事の統轄する都道
府県が、これを負担する。

都道府県災害救助対策協議會に關
する費用は、当該都道府県が、これ
を負担する。

第三十四條 都道府県は、当該都道府

縣知事が第三十二條の規定により委
託した事項を実施するため、日本赤
十字社が負担した費用に對し、その
費用のための寄附金その他の収入を
控除した額を補償する。

第三十五條 都道府県は、他の都道府
縣において行われた救助につきなし
た應援のため負担した費用につい
て、救助の行われた地の都道府縣に
對して、求償することができる。

第三十六條 國庫は、都道府県が第三
十三條第一項から第三項までの規定
により負担した費用及び第三十四條
の規定による補償を要した費用（前
條の規定により求償することができ
るものを除く。）並びに前條の規定に
よる求償に對する支拂に要した費用
の合計額が、標準賦課率で算定した
当該都道府縣の前年度における地
租、家屋税及び營業税の合計額の百
分の五を超過するときは、その超過
額に對し、左の區分に從ひ補償す
る。

百分の五を超え百分の五十以下の
部分の金額については、その金額
の百分の五十

百分の五十を超え百分の百以下の
部分の金額については、その金額
の百分の八十

百分の百を超え百分の百の九十九
までは、その金額の百分の九十

第三十七條 都道府県は、前條に規定
する費用の負担の財源に充てるた
め、災害救助基金を積み立てて置か
なければならない。

第三十八條 災害救助基金の最少額は
五百万円とし、災害救助基金がその
最少額に達していない場合は、都道
府県は、政令で定める金額を、毎年
度、積み立てなければならない。

第三十九條 災害救助基金から生ずる
収入は、すべて災害救助基金に繰り
入れなければならない。

第四十條 第三十六條の規定による國
庫の補助額が、同條に規定する費用
を負担するために災害救助基金以外
の財源から支出された額を超過する
ときは、その超過額は、これを災害
救助基金に繰り入れなければならない
。

第四十一條 災害救助基金の運用は、
左の方法によらなければならない。
一 大藏省預金部又は確実な銀行へ
の預金
二 國債証券、地方債証券、勸業債
券その他確実な債券の應募又は買
入

三 第二十三條第一項に規定する給
與品の事前購入
第四十二條 災害救助基金の管理に要
する費用は、災害救助基金から、こ
れを支出することができる。

第四十三條 災害救助基金が五百万円
以上積み立てられてゐる都道府県
は、区域内の市町村（特別区を含
む。以下同じ。）が非常災害救助の資
金を貯蓄してゐるときは、五百万円
を超える部分の金額の範囲内におい
て、災害救助基金から補助すること
ができる。

第四十四條 都道府県知事は、第三十
條の規定により救助の実施に關する
その職権の一部を市町村長に委任し
た場合又は都道府県が救助に要する
費用を負担する暇がない場合におい
ては、救助を必要とする者の現在地
の市町村に、救助の実施に要する費
用を一時繰替支弁させることができ
る。

第四章 罰則

第四十五條 左の各号の一に該當する
者は、これを六箇月以下の懲役又は
五千円以下の罰金に処する。

一 第二十四條第一項又は第二項の
規定による従事命令に従わぬ者
二 第二十二條第一項又は第二十六條
第一項の規定による保管命令に従
わぬ者

第四十六條 詐偽その他不正の手段に
より救助を受け、又は受けさせた者
は、これを六箇月以下の懲役又は五
千円以下の罰金に処する。その刑法
に正條があるものは、刑法による。

第四十七條 第十三條第一項、第二項
若しくは第二十七條第一項、第二項
の規定による当該官吏若しくは吏員
の立入検査を拒み、妨げ、若しくは
忌避し、又は第十三條第二項若しく
は第二十七條第二項の規定による報
告をなさず、若しくは虚偽の報告を
なした者は、これを三千円以下の罰
金に処する。

第四十八條 法人の代表者又は法人若
しくは人の代理人、使用人その他の
従業者がその法人又は人の業務に關
し第四十五條又は前條の違反行為を
なしたときは、行為者を罰するの外
、その法人又は人に對し、各本條の罰
金刑を科する。

附則
この法律施行の期日は、政令でこれ
を定める。

災害救助基金法は、これを廃止す
る。

この法律施行の際、現に存する旧法
による災害救助基金は、この法律に
よる災害救助基金とする。

旧法第十七條第一項第一号の規定に

第七部 厚生委員会決議第六號 昭和二十二年八月七日【参議院】

よる貸出金は、その貸出期間満了の日
まで、なお従前の規定によりこれを存
続させることができる。

第三十六條中「標準賦課率で算定し
た当該都道府縣の前年度における地
租、家屋税及び営業税の合計額」とあ
るのは、昭和二十二年度においては、
「昭和二十一年度における当該都道府
縣の還付税額並びに標準賦課率で算定
した地租附加税、家屋税附加税及び營
業税附加税の合計額」として、これを
適用する。